

平成16年度 国立大学法人岩手大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

幅広く深い教養と基礎学力を有し高い専門性を備えた人材育成が本学の最大の責務であることを構成員に周知徹底する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

1) 教養教育と基礎教育の成果に関する具体的目標の設定

- ①全学共通教育（教養教育及び共通基礎教育）の理念・目標を周知徹底する。
- ②「国際的コミュニケーション能力」充実のためTOEFL等の外部評価テストを利用する。
- ③新学習指導要領による教育を受けた学生に合う情報リテラシー教育の体制を検討し整備する。
- ④上記の計画を効率よく進め継続的に教養教育の質を維持するための中心的役割を大学教育センターが担う。

2) 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- ①就職及び進学等の進路指導について、指導教員と協力する支援体制を整備する。

[大学院課程]

1) 修了後の進路等に関する具体的目標の設定

- ①新産業・ベンチャービジネスの創出を含む就職及び進路指導について、指導教員と協力する支援体制を整備する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

[学士課程]

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①ホームページ及び高等学校訪問等による広報活動を充実し、アドミッション・ポリシーの周知に努め、また、大学開放等を通じて本学の特色の周知に努める。
- ②個別学力検査試験問題についての外部評価を実施する。
- ③弘前大学、秋田大学及び岩手大学（以下「北東北国立3大学」という。）が協力して首都圏等で入試説明会を開催する。

3) 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ①FDシステムを充実させ教育方法の継続的改善を図る。
- ②実験・実習・演習等でTAを積極的に活用する。

4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①学生からの成績評価に対する苦情・意見を受ける窓口を整備する。

[大学院課程]

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ①広報活動を充実し、各研究科専攻のアドミッション・ポリシーの周知に努め、教育研究分野に関する興味や関心を喚起する。
- ②可能な研究科では10月入学を行う。

3) 授業形態、学習指導法に関する具体的方策

- ①指導教員と国内外の関係機関の研究者との連携を強化するとともに、RAを積極的に活用する。

4) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ①修士論文の発表を一般公開とする。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①大学教育センターに教職員を配置し、全学共通教育企画・実施部門、教育評価・改善部門及び専門教育関係連絡調整部門を設ける。

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

①教員の配置については、全学的視点で行う。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

①情報メディアセンターの部門間の連携を強化し、本学の教育、研究及び社会貢献に関する学術情報の流通基盤と発信機能の整備を図る。

②ミュージアム部門においては、資料の収集・整理・展示を充実し、教育活動への活用を図る。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

①学生による授業評価結果の上位者の公開講義を行い、授業の改善につなげる。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

①「臨床心理士養成に関わる指定大学院」としての機能の充実を図る。

②各種関連試験場や研究所との連携を通して実践教育の充実を推進する。

③寒冷地におけるフィールドを活用して、応用的・実践的研究に基づいた公開講座等により地域貢献を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①学長と学生の懇談会を定期的に開催する。

②不登校学生等の相談・支援体制を整備する。

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

①Let'sびぎんプロジェクト(学生の創造的グループ活動)の推進を図る。

②オフィスアワーの導入、チュートリアル教育の充実及びTA・RAの利活用を図る。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

①課外活動、インターンシップ、ボランティア活動等を奨励する。

②保健管理センターと医療機関との連携を強化し、積極的な心身の健康づくり、疾病やけがの応急処置等の支援体制の充実を図るとともに、様々な健康講座を開催し、健康的な生活習慣を学ぶ機会を提供する。

③企業の合同セミナー及び就職説明会を充実する。

3) 経済的支援に関する具体的方策

①検定料・入学金・授業料は現状の水準(標準額)を維持する。

②入学金・授業料減免制度を保持する。

③高松地区に引き続き上田地区の学生寮の整備を推進するよう努める。

4) 社会人・留学生等に対する配慮

①チュータ制を充実し相談体制を整備するとともに、留学生後援会を充実し生活面の支援等を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

地域の研究拠点として科学・文化の継承・発展に寄与する研究活動に取り組み、その成果に基づいた社会貢献は、本学の大きな責務であることを構成員に周知徹底する。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

①自主・自律型研究に加えて、受託・請負型研究は期間を限った研究とし、特に競争的外部研究費を投入した学学連携や産学連携によるプロジェクト型研究を行う。

②基礎研究に配慮しつつ、若手研究者及び萌芽的研究への財政的支援体制を整備する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

これまでの学内研究や共同研究の実施状況、地域社会・地域産業の期待等を考慮し、当面、「環境」、「生命」、「機能材料」等をキーワードとする人文・社会・自然の諸科学による研究を重点的に行う。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

①地域連携推進センターのリエゾン、インキュベーション等の機能を強化する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ①全学的な研究グループの形成に努める。
- 2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

学長主導の下に計画的・戦略的な経営方針（特定の研究分野を定める等）を策定し、重点的に予算を配分する。
- 4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ①地域連携推進センターが中心となって知的財産の創出、取得、管理及び活用を図る。
- 6) 学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項
 - ①地域に密着した今日的教育課題に関わる研究を推進するため、教育学部附属教育実践総合センターを強化し、教育学部・附属学校共同研究会及び岩手県教育研究ネットワークとの連携を深める。
 - ②岩手・青森両県にまたがる廃棄物不法投棄サイトの環境修復・再生事業等の地域課題を研究する。
 - ③重点研究領域「機能材料」の具体化として「表面界面工学分野」及び「材料制御分野」の研究を推進する。
 - ④自治体との連携による地域農林業の活性化、寒冷バイオシステム機構の解明と寒冷遺伝子資源の活用、さらに、畜産物の生産・安全性と人獣共通感染症に関する研究を推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ①図書館等の施設も含めたオープンキャンパスの内容を充実する。
 - ②地域や社会のニーズにマッチした公開講座、公開シンポジウム及び出張・出前講義等の質の向上を図る。
 - ③高大連携事業の一環として高校生を受け入れるための授業科目を開設する。
 - ④大学による地域貢献の実施体制の強化を図るため、「地域連携推進協議会（仮称）」を新たに設立する。
 - ⑤地域の公的機関の委員会・審議会等の委員に教員を積極的に参画させる。
 - 2) 産学官連携の推進に関する具体的方策
 - ①民間企業及び地域研究機関等との共同研究及び人的交流を推進する。
 - ②岩手ネットワークシステム、岩手農林研究協議会、岩手県教育研究ネットワーク等との連携による研究会活動を強化する。
 - ③民間企業との共同研究と競争的研究開発資金による研究を中心に地域連携推進センターの研究室の活用を図る。
 - 3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

いわて5大学学長会議が実施しているシンポジウム開催、図書館相互利用及び単位互換を促進する。
 - 4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流及び国際貢献に関する具体的方策
 - ①外国の大学・研究機関との連携・交流、留学生の受入、本学在学生の外国の大学への派遣、国際性を重視した教育及び地域社会の国際化に貢献等の基本計画を策定する。
 - ②共同研究及び国際貢献事業に重点を置いた、中国精華大学とのUURR（大学・大学と地域地域）連携事業及び中国北京大学との西部大開発事業などの国際交流を推進する。
 - ③高等教育を通じて国際貢献に寄与するため、アジア・アフリカはもとより、広く世界から留学生を受け入れる。
 - 6) 地域社会の国際化に貢献する具体的方策
 - ①地方自治体やボランティア団体との連携を強化し、情報収集・提供が行える体制を整備する。
 - ②留学生を地域の小・中学校等に派遣し国際理解教育に貢献する。
- #### (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置
- 1) 大学・学部（大学院を含む）との連携・協力の強化に関する具体的方策
 - ①「インクルージョン・プラン（教育学部・附属学校・地域社会・保護者の連携プラン）」の具体的活動計画を作成し、実施する。

- ②「地域連携特別委員会」を組織し、地域貢献のための活動を推進する。
- ③教育学部・附属学校共同研究会の組織の充実と活動の活性化を図る。
- ④附属学校の年間教育計画を教育学部と連携して作成する。
- ⑤教育学部・附属学校双方の教育実践交流の強化を図る。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

- ①地域学校と連携した教育研究活動を推進する。
- ②外国の学校との提携協力関係を構築し、国際理解教育を推進する。
- ③附属学校教員の研修の機会を拡大する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ①役員会の経営戦略方針に基づいて、具体的方策を策定する。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ①本学の意味決定と執行を円滑に行うために、理事及び副学長等で構成する学長・副学長会議を置き、学長補佐体制の強化を図る。
- ②理事の補佐機関としての理事室を教員及び事務職員で構成し、一体となって企画立案等に当たり、理事を補佐する。
- ③教育研究評議会の議題整理に当たるほか学部等間の関係に係る重要事項について連絡調整するため、理事及び学部長等で構成する学部長等連絡会を置き、学長補佐体制の強化を図る。
- ④各種委員会を整理・統合し運営体制の強化を図る。
- ⑤学内共同教育研究施設を整理・統合し運営体制の強化を図る。

3) 教職員による一体的な運営に関する具体的方策

- ①各種委員会委員に必要に応じて事務職員を加え委員会の運営改善を図る。

4) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ①戦略的な経営方針に基づく特定の教育研究分野やプロジェクトを定め重点配分を行う。
- ②教員個人の業績評価とそれに見合った重点的資源配分を行う。

5) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 法律に基づく監事が行う監査とは別に内部監査を実施するための監査室を設ける。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の見直しの方向性

- ①連合農学研究科及び連合獣医学研究科は、維持・発展・充実に努める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3) 任期制の導入など教員の流動性と選考過程の透明性の向上に関する具体的方策

- ①任期制は、教育研究支援施設及び大型研究プロジェクト等の教員から導入を図る。
- ②本学の教員と行政機関、企業及び学校等の人材との幅広い人事交流の実施に努める。
- ③教員の選考過程を公表し客観性・透明性を高める。
- ④教員の公募は国内外に対して実施する。

5) 事務職員等の人事交流及び研修に関する具体的方策

- ①文部科学省関係機関を主とした交流に留まらず、民間企業、地方公共団体等との交流を実施する。
- ②民間派遣研修を活用し、企業経営の効率化の手法を身に付けさせるとともに、サービス精神を涵養する。
- ③階層別研修制度を整備し、他大学との連携を含め実施する。
- ④簿記、語学等の資格試験の実務研修制度を整備し、業務に反映させる。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- 入試説明会の実施、事務職員採用面接等、より効率的・効果的な運営が期待できるものについて、共同事務処理を進める。

2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ①管理事務で経費節約等が可能な業務は、アウトソーシングする。
- ②事務処理の電子化を推進し、事務処理方法の見直し及び事務連絡方法のネットワーク化の実施等により、事務の簡素化・合理化に努める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ①大学の研究活動や推進体制を積極的に公開するとともに、競争的研究資金を獲得するための講習等を実施する。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ①授業料や入学金等の安定的な収納を図るため、確実な学生確保を図るとともに、早期収納等の収納方策を検討し実施する。
- ②教育研究への関連度、地域社会の要請等を考慮し、既存事業を見直し、新規事業の導入を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ①省エネ・省資源意識を涵養し、毎年度1%の経費の節減を図る。
- ②電子化の促進及びシステムの統合等を進め管理的サービスのコストを抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ①地域や社会の施設、設備等利用の要請に一層積極的に応えるため、資産活用マネジメント体制を整備し、有効的な利用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ①学長記者会見を定期的で開催する。
- ②大学入試情報、修学上の情報、就職情報等及び教員の研究活動、教育活動、社会貢献活動等の公開情報を多様な情報メディアを活用し充実する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

- ①老朽化した施設設備等は、安全対策をとるとともに、改善計画を策定する。
- ②社会のニーズに応える教育研究を一層促進するため、必要とする施設の整備計画を策定する。
- ③学生のための快適な空間と美しいキャンパス作りに取り組むとともに、学生の利便を重視した施設設備の整備計画を策定する。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- ①既存施設の点検・評価を行う体制を再構築し、スペースの再配分を行うこと等により快適な教育研究環境を整え、施設を有効活用する。
- ②施設設備等のプリメンテナンス（予防的な施設の点検・保守・修繕等）計画を早期に策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ①定期的に安全教育を行う。

- ②毒物、劇物等の取扱と管理体制を徹底する。
 - ③防犯上の点から総合的な施設内出入管理セキュリティシステムと学内情報機器巡回管理システム等の導入を検討する。
 - ④社会の趨勢と学内関係者の健康と教育の観点から学内禁煙化を促進する。
- 2) 危機管理等に関する具体的方策
「危機管理対策本部」を設置し、有事に即応できる体制の整備を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
19億円

- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に関する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

教育研究の質の向上、環境整備及び組織運営の改善に充当

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
小規模改修	総額 42	施設整備費補助金 (42)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 教員の配置については、全学的視点で行う。
- (2) 民間企業及び地域研究機関等との共同研究及び人的交流を推進する。
- (3) 任期制は、教育研究支援施設及び大型研究プロジェクト等の教員から導入を図る。
- (4) 本学の教員と行政機関、企業及び学校等の人材との幅広い人事交流の実施に努める。
- (5) 教員の選考過程を公表し客観性・透明性を高める。
- (6) 教員の公募は国内外に対して実施する。
- (7) 男女共同参画に配慮し、女性の採用・登用の拡大を図る。
- (8) 国際化に配慮し、外国人教員等の採用を促進する。

- (9) 文部科学省関係機関を主とした交流に留まらず、民間企業、地方公共団体等との交流を実施する。
- (10) 民間派遣研修を活用し、企業経営の効率化の手法を身に付けさせるとともに、サービス精神を涵養する。
- (11) 階層別研修制度を整備し、他大学との連携を含め実施する。
- (12) 簿記、語学等の資格試験の実務研修制度を整備し、業務に反映させる。

(参考1) 平成16年度の常勤職員数 830人

(参考2) 平成16年度の人件費総額見込み 9,177百万円

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7,649
施設整備費補助金	42
自己収入	3,606
授業料及入学金検定料収入	3,477
雑収入	129
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	793
計	12,090
支 出	
業務費	11,255
教育研究経費	7,778
一般管理費	3,477
施設整備費	42
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	793
計	12,090

[人件費の見積り]

期間中総額8,118百万円を支出する。(退職手当は除く)

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	12,069
業務費	11,264
教育研究経費	1,440
受託研究費等	647
役員人件費	114
教員人件費	6,228
職員人件費	2,835
一般管理費	511
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	294
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	12,069
運営費交付金	7,456
授業料収益	2,845
入学金収益	454
検定料収益	103
受託研究等収益	647
寄附金収益	141
財務収益	0
雑益	129
資産見返運営費交付金等戻入	11
資産見返寄附金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	282
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,387
業務活動による支出	11,775
投資活動による支出	315
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	297
資金収入	12,387
業務活動による収入	12,048
運営費交付金による収入	7,649
授業料及入学金検定料による収入	3,477
受託研究等収入	647
寄附金収入	146
その他の収入	129
投資活動による収入	42
施設費による収入	42
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	297

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

人文社会科学部	人間科学課程 160人 国際文化課程 305人 法学・経済課程 285人 環境科学課程 120人 3年次編入 20人
教育学部	学校教育教員養成課程 640人 （うち教員養成に係る分野 △640人） 生涯教育課程 200人 芸術文化課程 160人
工学部	応用化学科 310人 材料物性工学科 200人 電気電子工学科 240人 機械工学科 320人 建設環境工学科 270人 情報システム工学科 280人 福祉システム工学科 200人 3年次編入 40人
農学部	農業生命科学科 360人 農林環境科学科 370人 獣医学科 180人 （うち獣医師養成に係る分野 △180人）
人文社会科学研究科	人間科学専攻 2人 （うち修士課程 △2名） 国際文化学専攻 2人 （うち修士課程 △2名） 社会・環境システム専攻 2人 （うち修士課程 △2名） 地域文化専攻 3人 （うち修士課程 △3名） 社会科学専攻 3人 （うち修士課程 △3名）
教育学研究科	学校教育専攻 12名 （うち修士課程 △12人） 障害児教育専攻 6名 （うち修士課程 △6人） 教科教育専攻 66名 （うち修士課程 △66人）
工学研究科	応用化学専攻 32人 （うち博士前期課程 △32人） 材料物性工学専攻 30人 （うち博士前期課程 △30人） 電気電子工学専攻 26人 （うち博士前期課程 △26人）

	機械工学専攻 36人 (うち博士前期課程 Δ36人) 建設環境工学専攻 30人 (うち博士前期課程 Δ30人) 情報システム工学専攻 32人 (うち博士前期課程 Δ32人) 福祉システム工学専攻 12人 (うち博士前期課程 Δ12人) フロンティア材料機能工学専攻 26人 (うち博士前期課程 Δ18人 博士後期課程 Δ8人) 物質工学専攻 18人 (うち博士後期課程 Δ18人) 生産開発工学専攻 15人 (うち博士後期課程 Δ15人) 電子情報工学専攻 15人 (うち博士後期課程 Δ15人)
農学研究科	農業生命科学専攻 37人 (うち修士課程 Δ37人) 農林環境科学専攻 30人 (うち修士課程 Δ30人) 農林生産学専攻 24人 (うち修士課程 Δ24人) 応用生物学専攻 29人 (うち修士課程 Δ29人) 農林生産環境工学専攻 14人 (うち修士課程 Δ14人)
連合農学研究科	生物生産科学専攻 18人 (うち博士課程 Δ18人) 生物資源科学専攻 25人 (うち博士課程 Δ25人) 生物環境科学専攻 18人 (うち博士課程 Δ18人)
特殊教育特別専攻科	30人
農業別科	農業専修 10人 酪農専修 10人
附属小学校	768人 学級数 21
附属中学校	480人 学級数 12
附属養護学校	60人 学級数 9
附属幼稚園	160人 学級数 5